

堺市公報 第282号	令和5年9月22日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;規則&gt;</b>	
○堺市財産規則の一部を改正する規則	
【財政局財政部財産活用課】	2
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定について	
【危機管理室防災課】	3
○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について	
【環境局環境保全部環境対策課】	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	8
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○予防接種法に基づく令和5年度インフルエンザ予防接種の実施について	
【健康福祉局保健所感染症対策課】	8
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】	9
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】	10

<消防局公告>

○指定催しの指定について

【消防局予防部予防査察課】 ..... 16

<上下水道局公告>

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について

【上下水道局サービス推進部給排水設備課】 ..... 16

規 則

堺市財産規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月22日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第59号

堺市財産規則の一部を改正する規則

堺市財産規則（昭和39年規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第2号の2中

「

堺市長



を

次のとおり行政財産の使用について許可します。

」

「

堺市長



登録番号

に、

次のとおり行政財産の使用について許可します。

」

「  

使 用 料	
-------	--

 を  
 」  
 「  

使 用 料		うち消費税額等 (税率 %)	
-------	--	-------------------	--

 に  
 」

改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

告 示

堺市告示第349号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、次の施設等を指定緊急避難場所として指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年9月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定緊急避難場所

施設等の名称	所在地	異常な現象の種類
グラウンド ポー	堺市堺区東湊町1丁101番地1	津波

堺市告示第350号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
堺市中区学園町804番1及び816番1の各々の一部（別紙図面参照）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物  
ふっ素及びその化合物



堺市告示第351号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和5年9月22日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
ここいろ薬局 北花田店	堺市北区北花田町3-29-7 澁木第一ビル1階	薬局	令和5年8月1日
訪問看護ステーション Zip	堺市北区百舌鳥陵南町2-674-1	訪問看護	令和5年8月1日
ライト訪問看護ステーション	堺市堺区南花田口町1-3-7 りあん堺東ビル2階	訪問看護	令和5年9月1日

堺市告示第352号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和5年9月22日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
たつみ訪問看護ステーション	堺市西区浜寺石津町東1-2-21 宮本ビル3階	訪問看護	令和5年8月1日
訪問看護ステーションてんじゅ	堺市美原区さつき野東1-5-1	訪問看護	令和5年8月1日
さくら訪問看護ステーション	堺市西区上野芝向ヶ丘町6-1-34	訪問看護	令和5年8月1日
近江内科	堺市西区浜寺諏訪森町中3-244-10	病院・診療所	令和5年9月1日
ウエルシア薬局 堺南余部店	堺市美原区南余部192-1	薬局	令和5年9月1日
ウエルシア薬局 堺百舌鳥梅町店	堺市北区百舌鳥梅町1-7-1	薬局	令和5年9月1日

堺市告示第353号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和5年9月22日

堺市長 永藤英機

区分	医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
変更前	こあ+訪問看護ステーション	堺市北区北花田町3-17-24 レジデンス北花田301号	訪問看護	令和5年4月1日
変更後		堺市北区東浅香山町2-231-20 3F		
変更前	こもれび訪問看護ステーション堺	堺市西区浜寺石津町東3-9-24	訪問看護	令和5年7月1日

変更後	堺市西区浜寺元町1-13-1	
-----	----------------	--

堺市告示第354号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和5年9月22日

堺市長 永藤英機

区分	医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
変更前	大阪南リハビリ訪問看護ステーション	堺市西区上459-1	訪問看護	令和4年9月1日
変更後	訪問看護ステーションゴービー			

公 告

堺市公告第565号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月22日

堺市長 永藤英機

- 1 予防接種の種類 インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲  
本市の区域内に住所を有し、かつ、接種日現在において次の(1)又は(2)に該当する者
  - (1) 65歳以上の者
  - (2) 60歳以上65歳未満の者のうち、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害を有し、その障害が1級程度のもの
- 3 実施期間 令和5年10月1日から令和6年1月31日まで
- 4 実施場所 保健所長が指定する場所
- 5 接種不適合者（接種を受けることが適当でない者）
  - (1) 明らかに発熱している者（通常は37.0℃以上の者をいう。）
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者（急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。）
  - (3) インフルエンザワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある者
  - (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者
  - (5) 全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者及び過去に免疫不全の診断がされている者
  - (6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 6 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）
  - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患を有する者
  - (2) 過去にけいれんの既往のある者
  - (3) インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉その他鶏由来の物に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

~~~~~

堺市公告第566号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に

より公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び西区役所政策推進室市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和5年9月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おおとりウイングス

堺市西区鳳東町七丁733番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社わたらせ温泉

代表取締役 疋田 耕造

堺市西区鳳東町四丁401番地1

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

令和5年7月1日

5 届出年月日

令和5年9月4日

~~~~~  
堺市公告第567号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月22日

堺市長 永 藤 英 機

令和5年度 第6号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)

附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和5年9月7日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積 (㎡)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃 (円)	借賃の支 払い方法
堺市南区赤坂台 6丁目22番7号	北橋 まや子	南区大庭寺	369-1	畑	128	堺市南区宮山台 1丁目3番4号	中野 隆	使用貸借による 権利	畑として利用	令和5年12月1日	令和8年11月30日	-	-
高石市西取石3 丁目16番44号	藤岡 勲	西区菱木4 丁目	2933-1	畑	2,074 のうち 1,374	堺市西区菱木4 丁目2798番地1	浦田 安信	使用貸借による 権利	畑として利用	令和5年12月1日	令和8年11月30日	-	-
			2933-3	畑	207								
堺市南区茶山台 2丁目1番27-101 号	山田 晋也	南区富蔵	428	田	406	南河内郡河南町 大字加納1番地 の5	抽冬 行弘	貸貸借による 権利	畑として利用	令和5年12月1日	令和8年11月30日	40,800	毎年末ま でに貸手 指定口座 に振込み
			431	田	743								
			436	田	333								
堺市東区高松5 番地	阪口 茂樹	東区日置荘 原寺町	310	田	1,421	堺市東区草尾11 70番地2	小谷 惠義	使用貸借による 権利	田として利用	令和5年12月1日	令和8年11月30日	-	-
堺市中区深井水 池町2859番地6	谷川 幸司	中区陶器北	34	畑	585	堺市南区土佐屋 台1487番地1	樋川 廣一 樋川 春工	使用貸借による 権利	畑として利用	令和5年12月1日	令和8年11月30日	-	-
			47	畑	750								
富田林市久野喜 台2丁目17番9号	河邊 千鶴子	東区南野田	665	田	803	堺市東区南野田 324番地7	中野 博文 辻野 久代 山口 幸代	使用貸借による 権利	畑として利用	令和5年10月1日	令和8年9月30日	-	-
						堺市南区竹城台 1丁目9番2号							
		堺市美原区多治 井6660番地2											

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

**賃貸借**

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 消防局公告

堺市消防局公告第3号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月22日

堺市消防長 西 尾 学

催しの名称	百舌鳥八幡宮秋祭ふとん太鼓奉納行事
開催場所	堺市北区百舌鳥赤畑町5丁 百舌鳥八幡宮内
開催期間	令和5年9月30日（土）から同年10月1日（日）まで

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第130号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月22日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指定番号	第1542号
指定年月日	令和5年9月11日
指定期間の末日	令和10年9月10日
事業者の名称	芝本 拓己

事業者の住所	堺市中区八田北町10番地31 1棟306号
事業所の名称	匠設備
事業所の所在地	堺市南区小代458-1
指 定 番 号	第1543号
指 定 年 月 日	令和5年9月11日
指定期間の末日	令和10年9月10日
事業者の名称	長滝谷 雅晴
事業者の住所	岸和田市南上町1丁目28番6号 ドエル岸和田302号
事業所の名称	長滝谷設備
事業所の所在地	岸和田市南上町1丁目28番6号 ドエル岸和田302号
指 定 番 号	第1544号
指 定 年 月 日	令和5年9月11日
指定期間の末日	令和10年9月10日
事業者の名称	株式会社アツミエンジニア
事業者の住所	大阪市西区北堀江3丁目10番4号
代表者の職氏名	代表取締役 安積 英樹
事業所の名称	株式会社アツミエンジニア
事業所の所在地	大阪市西区北堀江3丁目10番4号
指 定 番 号	第1545号
指 定 年 月 日	令和5年9月11日
指定期間の末日	令和10年9月10日
事業者の名称	河村工業株式会社
事業者の住所	茨木市戸伏町10番6号
代表者の職氏名	代表取締役 河村 太助
事業所の名称	河村工業株式会社
事業所の所在地	茨木市戸伏町10番6号
指 定 番 号	第1546号
指 定 年 月 日	令和5年9月11日
指定期間の末日	令和10年9月10日
事業者の名称	株式会社ミタ
事業者の住所	埼玉県飯能市双柳1265番地3
代表者の職氏名	代表取締役 川田 健二

---

事業所の名称 株式会社ミタ 大阪営業所  
事業所の所在地 羽曳野市檜山321

指 定 番 号 第1547号  
指 定 年 月 日 令和5年9月11日  
指定期間の末日 令和10年9月10日  
事業者の名称 株式会社ライズカンパニー  
事業者の住所 堺市西区浜寺南町2丁2番地4  
代表者の職氏名 代表取締役 下瀬 敦史  
事業所の名称 株式会社ライズカンパニー  
事業所の所在地 堺市西区浜寺南町2丁2番地4